

## 2022年度 英国現代奴隸法および豪州現代奴隸法に関する声明

日本航空株式会社（以下「当社」）は、英国現代奴隸法第54条および豪州現代奴隸法第16条の定めに基づいて、JALグループ及びそのサプライチェーンにおける奴隸労働や人身取引を防止するための取り組みにつき、以下のとおり開示いたします。

### 1. JALグループについて

#### ■組織と事業の概要

1951年に創立したJALグループは、当社・子会社138社及び関連会社53社により構成されており、連結従業員数は36,039人を抱え、航空運送事業及びその他事業を営んでいます（2023年3月31日現在）。航空運送事業においては、376都市（コードシェアを含む）に乗り入れている他、空港旅客サービス、グランドハンドリング、整備、貨物、旅客販売、空港周辺事業他を営んでいます。また、その他事業として、旅行の企画販売事業、クレジットカード事業等を営んでいます。英国においては、航空事業を営む当社がロンドン・ヒースロー空港に就航、また連結子会社のEURO-CREATIVE TOURS(U.K.) LTD、JALPAK INTERNATIONAL(EUROPE)B.V.、株式会社JALUXが事業を行っています。豪州においては、航空事業を営む当社がシドニー空港並びにメルボルン空港に就航しており事業を行っています。

事業の概要については「運航路線数」「主要事業データ」からご覧いただけます。

#### ■サプライチェーン

JALグループは、航空運送事業を中心に事業を運営しており、そのサプライチェーンは、路線構築、各種調達、システム開発・保守、広報・広告、旅客販売、空港旅客サービス、グランドハンドリング、貨物・物流、航空便運航、リテール、機体整備等に渡り、また調達品目は航空機、燃料、機内物品等を中心に、業務委託による役務サービスを含みます。

#### ■JALグループ企業理念

JALグループは、「企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献」することを企業理念として掲げています。また、JALグループ社員が持つべき意識・価値観・考え方として「JALフィロソフィ」を策定し、その実践を通じて企業理念の実現を目指しています。

### 2. 奴隸労働と人身取引の防止に関する方針

JALグループは2004年12月より、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に参加しており、世界に向けて「それぞれの企業活動において人権を尊重すること」を宣言しています。そして、人権の尊重が普遍的な価値であり、企業理念の実現と一致するとの考えに基づき、以下の方針等を定め、人権尊重の責任を果たします。

#### ■JALグループ行動規範

2019年度に、JALグループ行動規範を定め、本規範における「一人一人の尊重と働きがい（人権・労働）」の項目において、あらゆる人々の人権を尊重する責任を果たすとともに、自らの事業行動の結果、

人権の侵害に加担したりすることがないよう行動することとしています。

詳細については「行動規範」からご覧いただけます。

### ■JAL グループ人権方針

国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、および、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、また、JAL グループ行動規範「一人ひとりの尊重と働きがい（人権・労働）」に関する方針として、2019 年度に「JAL グループ人権方針」を掲げました。この方針に基づき、あらゆるステークホルダーに対する人権への負の影響を防止し、軽減する取り組みを進めることを宣言しました。

詳細については「人権の尊重」からご覧いただけます。

### ■JAL グループサプライヤー行動規範

JAL グループ行動規範は、サプライヤーにも同内容の遵守を求めており、JAL グループとそのサプライチーン上において、奴隸労働と人身取引を防止するため「JAL グループサプライヤー行動規範」を日本語、英語、中国語にて定めています。本規範は、国連「グローバル・コンパクト」の原則等に基づき、(1)品質確保、(2)人権・労働、(3)職場環境における安全衛生、(4)環境、(5)ビジネスマネジメント、(6)サプライヤーへの展開、(7)地域や社会への貢献、(8)社内の取組体制の構築の 8 つの項目から構成され、JAL グループでは全てのサプライヤーに本規範の理解・遵守をお願いしています。

詳細については「責任ある調達活動の推進」からご覧いただけます。

## 3.自社とサプライチェーンにおける奴隸労働と人身取引の防止に関するプロセス

人権の尊重については、JAL グループ人権方針に基づく人権デューデリジェンスを確立し、自社およびサプライチェーン上における人権リスクの特定、人権リスクの評価、人権リスクへの対策の PDCA サイクルを回すことで、常に課題に向き合い、現状を社会に開示し、改善を続けていきます。また、下記のような取り組みにより、自社の商品・サービスの提供に伴う直接的、間接的な人権侵害への加担、あるいは航空機の運航に伴う人身取引への加担を防止していきます。

### ■人権デューデリジェンス

「JAL グループ人権方針」に則った人権尊重の手段としての「人権デューデリジェンス（以下、「人権 DD」）」の仕組みと運営、および JAL グループの事業により人権に関し負の影響を受けている、あるいは受けるであろうと考えられるサプライヤー、お客様、社員などステークホルダーが直接懸念を表明するための仕組みである「苦情処理メカニズム」の構築について、社内規程を 2021 年度に策定しました。

2022 年度は、当該規程に則り JAL グループ全社・全部門を対象とした人権に関わるリスク調査を実施しました。その後、外部の専門家の助言も得ながら、その結果に基づいて「サプライチェーンマネジメント」「商品・サービスの提供」「社内環境の整備」の 3 つの事業活動ごとに人権に関わる重点課題を設定し、事業を通じた人権の尊重の取り組みを纏めました。

社内規程にて定めた人権 DD のプロセス、および人権に関わる重点課題や取り組みの内容については、詳細を企業サイトにて公開しています。

詳細については「人権の尊重」からご覧いただけます。

また、2022年度は前年に整備した国内外のサプライヤーに広く開かれた通報窓口の運用も開始しています。

詳細については「JAL サプライヤーホットライン」からご覧いただけます。

#### ■サプライチェーンのリスク評価とモニタリング

JAL グループでは、持続可能なサプライチェーンの構築を推進するため、2015年より Sedex Information Exchange Limited (Sedex) のグローバル・メンバーシップに加盟し、サプライヤーに対しても Sedex への加盟、および自己評価アンケートへの回答をお願いしています。これに加え、2019年度からは当社独自の自己評価アンケート (JAL 調査票) を主要な一次サプライヤーを対象に送付し、JAL 調査票への回答を依頼しており、2023年3月末までに対象サプライヤーに対する調査を完了するとともに、必要な場合には是正措置計画について確認しました。これらの取り組みを通じて、引き続きサプライチェーン上の奴隸労働や人身取引を防止・軽減する対策を講じていきます。

#### ■人身取引に関する通報・連携体制

航空輸送による人身取引 (ヒューマン・トラフィッキング) への加担の防止に向け、人身取引の現場となり得る部門を中心に、国際機関にて検討されている対策を参考にしながら、人身取引と疑わしき事例に遭遇した際の通報、連携の仕組みを 2019 年度に策定し、2020 年度より運用を開始しました。

### 4. 奴隸労働と人身取引の防止に関する研修およびその他の取り組み

新入社員研修や新任管理職研修といったさまざまな社内研修の場で「人権啓発」の時間を設ける等、多くの社員に人権を尊重する意識の浸透を図っています。

2022年度は、全社員を対象に「一人一人の尊重と働きがい（人権・労働）」の項目を含む JAL グループ行動規範に関する教育を実施しました。また、同様に全社員を対象とした人身取引の防止に関する内容を含む人権尊重に関する研修プログラムも実施し、受講率は 81.9% となっています。

2022年12月には、社外ステークホルダーとの取り組みの一環として警察庁の方を招き、「人身取引防止」に関するパネルディスカッションを実施、人身取引事案の今後の防止につながるアイデアや、官民で取り組めることについて議論を行い、その内容を全社員に向けて配信しました。

今後も JAL グループとして人身取引の防止に向けた取り組みを進めてまいります。

### 5. 今後の取り組み

今後も社内規程に定めた人権 DD の仕組みに則り、毎年度 JAL グループ全社・全部門を対象とした人権に関するリスク調査を行い、年度ごとの重点課題を定めたうえで、人権の尊重に向けた取り組みを継続的に進めています。

2023年度は、当社との結びつきが深く、二次以降のサプライチェーンに人権課題を内在していると考えられる一次サプライヤーの特定を行い、より人権に重点をおいた自己評価アンケートや実地監査等を実施していきます。また、全社員を対象とした人身取引の防止に関する内容を含む人権尊重に関する研修

プログラムを実施し、社員の意識啓発を継続的に行っていくとともに、社外ステークホルダーとの取り組みも一層深化させていきます。

これらの取り組みを通じて、引き続き、JAL グループとサプライチェーンにおいて奴隸労働と人身取引が発生することのないよう、適切に行動します。

#### 6. 取締役会の承認

本声明は取締役会の承認を得ており、代表取締役赤坂 祐二により署名されています。

2023年9月20日

赤坂 祐二